改正後

農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業の取扱いについて

第1~第4 【略】

第5 事業の施行

- 1 事業の実施 【略】
- 2 施行方法
- (1)施行方法 【略】
- (2) 直営施行 【略】
- (3)請負施行

【略】

ア 請負方法

(ア)工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し 難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。

- (<u>a</u>)事業実施主体が農林漁業者等の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合
- (b)事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき P F I 事業を実施する場合(c)競争入札に付しても入札者がないとき、又は落札に至らなかった場合
- (c) の場合において随意契約によるときは、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- (イ)地方公共団体以外の事業実施主体が、(ア)により契約をしようとする場合には、交付要綱第22の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。
- (ウ)計画主体(事業実施主体である計画主体を除く。)は、入札業務の執行に当たり、適切な 指導を行うものとする。

イ~ウ 【略】

- (4) 委託施行 【略】
- (5) 代行施行

【略】

ア【略】

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し 難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に 付しても入札者がないとき、又は落札に至らなかった場合においては、随意契約によること ができるものとする。この場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付すると きに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

地方公共団体以外の事業実施主体が、(ア)により契約をしようとする場合には、交付要綱第22の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

ウ~ク 【略】

3 契約の適正化 【略】

第6~第11 【略】

農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業の取扱いについて

現

第1~第4 【略】

第5 事業の施行

- 1 事業の実施 【略】
- 2 施行方法
- (1) 施行方法 【略】
- (2) 直営施行 【略】
- (3)請負施行

【略】

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し 難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。

- (プ)事業実施主体が農林漁業者等の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合
- $(\underline{\mathbf{1}})$ 事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき PFI事業を実施する場合
- (ウ)競争入札に付しても入札者がないとき、又は、落札に至らなかった場合
- (<u>ウ</u>) の場合において随意契約によるときは、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

【新設】

なお、計画主体(事業実施主体である計画主体を除く。)は、入札業務の執行に当たり、 適切な指導を行うものとする。

イ~ウ 【略】

- (4) 委託施行 【略】
- (5) 代行施行

【略】

ア【略】

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がないとき、又は、落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

【新設】

ウ~ク 【略】

3 契約の適正化 【略】

第6~第11 【略】